

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版（案）に対する
パブリック・コメント実施結果について（報告）

平成30年（2018年）3月策定の第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針の見直しに当たり、令和5年（2023年）1月30日開催の都市経営会議を経て、パブリック・コメント手続きに基づく意見募集を実施しましたので、下記のとおり報告します。

また、市民等から寄せられた意見を踏まえ、必要な修正等を行いましたので、併せて報告します。

記

1 意見募集の実施結果について

(1) 募集期間

令和5年（2023年）3月1日（水）から3月30日（木）まで

(2) 意見提出者数

4人（持参2人、メール1人、ファクシミリ1人）

(3) 提出意見数

12件（改定案に反映した意見1件、計画案に反映しなかった意見11件）

(4) 実施の経過

1月30日 都市経営会議へ付議

2月 6日 市議会正副議長へ説明

3月 1日 意見募集の開始

3月 2日 総務常任委員会の所管事務調査にて改定案の説明

3月30日 意見募集の終了

(5) 添付資料

①意見と市の考え方の公表について

②パブリック・コメント手続きに基づく意見募集の結果一覧表

③パブリック・コメント手続き以外での修正内容一覧

④宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版（案）全文 パブリック・コメント手続きに基づく意見反映箇所抜粋版

⑤第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版（案）概要版

2 意見を踏まえた修正後の計画

別添「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版（案）全文 パブリック・コメント手続きに基づく意見反映箇所抜粋版」のとおり

※「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版（案）概要版」に修正はありません。

以上

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案) についての意見と市の考え方の公表について

宝塚市では、「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)」策定の趣旨や内容等について、広く公表し、第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集(パブリック・コメント手続)を実施しました。

その結果、市民等の皆様から次のとおり意見をいただきましたので、意見の内容とそれに対する市の考え方を公表します。

この度は、貴重な意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間 ※募集期間は終了しました。

令和5年(2023年)3月1日(水)から令和5年(2023年)3月30日(木)まで

2 意見の募集内容(概要)

平成30年(2018年)に策定した現行の第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針は、本市の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針であり、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応していくため、策定から5年後に見直しを行うこととしています。

令和4年(2022年)7月から宝塚市人権審議会において本基本方針の見直しについて審議を重ね、改定版を策定しました。

本基本方針改定版(案)について、広く公表し、市民等の皆様からのご意見を反映するため、意見募集を行いました。

3 パブリック・コメントの実施結果

(1) 意見提出者数 4人

(内訳) 持参 2人

ファクシミリ 1人

電子メール 1人

(2) 提出意見数 12件

(3) 意見の内容と市の考え方及び見直しの結果

(内訳) 計画案に反映した意見 1件

計画案に反映しなかった意見 11件

詳細は、別紙「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表のとおり

(4) パブリック・コメント手続以外での修正内容

詳細は、別紙「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針 改定版(案)」に対するパブリック・コメント手続以外での修正内容一覧表のとおり

4 実施結果の公表方法

パブリック・コメントの実施結果及び意見を反映した基本方針改定版の概要版と全文は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

(1) 市ホームページ(<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

① 総務部人権平和室人権男女共同参画課のページ

② トップページ内のサイト内検索で「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)」で検索するか、または、「検索用ID:1049660」を入力して検索することもできます。



5 公表期間

令和5年(2023年)6月1日(木)から令和5年(2023年)6月30日(金)まで

6 お問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)

市役所 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

電話番号 0797-77-9100(直通)

ファクシミリ 0797-77-2171

電子メールアドレス m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

※宝塚市市役所総務部人権平和室人権男女共同参画課は、宝塚市東洋町1番1号(宝塚市役所本庁3階です。)

「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)」に対するパブリック・コメント手続に基づく意見募集の結果一覧表

・意見の募集期間 令和5年(2023年)3月1日(水)~3月30日(木)
 ・提出意見件数 4人 12件

* ご意見ありがとうございました。

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
1			<p>個別の人権問題についての順序について 近隣市における人権に関する方針等の記載を調査した結果、6市において①女性②子ども③高齢者④障がいのある人⑤同和問題…の順となっている。 これと比較して、宝塚市は①部落差別②障がいのある人③女性④高齢者⑤子ども⑥外国人⑦インターネット⑧性的マイノリティ⑨様々な人権問題の順になっており、1番目を「部落差別」としていることに何らかの意図があると考えられるが、見直しが必要ではないか？</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 部落差別は、人がつくり出した差別であり、他の差別とは根本的に成り立ちが違っていることを主眼において、そういった差別が無くならないということが人権問題の根本にあると認識しています。そのため、1番目に掲載しておりますが、課題の掲載順によって、取り組みの優先順位や重要度を表しているものではありません。</p>	—
2	計画全般に関すること		<p>「部落問題をはじめ」との表現について 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)の本文のなかに「部落差別をはじめ」という言葉が多く用いられている。 「～をはじめ」という言葉は複数のものの中で代表的なものとして強調するときに使われる。つまり、「部落差別をはじめとする様々な人権問題」との表現は人権問題のなかで代表的なものが「部落差別」であり、それを強調することを意味する。5ページ「国内での取組」の文中の「部落差別をはじめ」や6ページ「市の取組」の文中の「部落差別をはじめ」では、時間としての要素で使用しているとも思われるが、その場合は「～から始まり」などの表現の方が適切と考える。 近隣市の人権に関する方針等では「部落差別をはじめ」との言葉は宝塚市の方針ほど頻繁には使われていない。</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 部落差別は、人がつくり出した差別であり、他の差別とは根本的に成り立ちが違っていることを主眼において、そういった差別が無くならないということが人権問題の根本にあると認識しています。さらに、その他の差別や人権に関わる問題についても同様に無くしていかなければならないことから、「部落差別をはじめ」という表現をしています。</p>	—
3			<p>人権教育・啓発の取組について 「4. 第3次基本方針策定後の現状と進捗管理」の「(2) 行動計画の進捗管理」(P14)の文中では「主に若手職員を対象とした部落差別に関する研修や、性的マイノリティに関する研修を全職員が受講する取組を進めるなど」とある。 また、「(3) 関係団体などとのネットワークの構築」(P16)の文中では「市職員が市人権・同和教育協議会や伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会などの会議に出席し、啓発事業を共同で開催するなど、効果的な推進を図ります」とある。市人権・同和教育協議会は、その名称からも同和(部落差別)問題を他の人権問題とは区別して特別なものとして位置付けている。 上記の記述から、市職員の研修や啓発事業においても「部落差別」が他の人権問題と違い特に重視されていると考えられるが、見直しが必要ではないか？</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 過去、職員の対応に過ちがあったことを発端に、職員として、部落差別解消推進法に定められている責務を着実に遂行するため、部落差別に関して繰り返し研修を実施しています。 職員の入れ替わりもあることから、今後も、継続して取り組んでいかなければならない課題であると認識しております。 また、他の人権課題についても、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組み、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させるよう努めます。</p>	—

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
4	計画全般に関する		<p>日本の男性5%、女性0.5%の割合で存在する色覚異常は遺伝なので障がい者ではないですが、該当者にとっては、色彩に対して常に劣等感を持ちながら生活していると思っています。今は、ひと昔前とは違い、色覚異常者に対する社会的な差別事象（進学・就職・検定試験での受験制限）は、法改正等によりほぼ撤廃されました。義務教育課程の学校現場では、色覚検査が廃止されたことに伴い、教師は色覚異常を持つ子どもの把握が出来なくなり、その存在が見えなくなり、表面的には色覚問題は浮上せず解消したようになっていないでしょうか。では、最近の色覚異常者を取り巻く環境はどう変化してきたか。デジタル機器の発達やユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進などにより、文字表示主流から色彩を採り入れた表示が増えています。</p> <p>たとえば、病院での診療科案内を床の色ラインで表示するとか、各種の統計資料を色別表示するなど、健常者にとってはカラフルでわかり易いと思いますが色覚が正常でない者にはストレスに変わります。</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。一部見直します。】 ご意見を参考に、多様な色覚に配慮したカラーユニバーサルデザインについて追記します。色覚の多様性を意識し、正しい知識を持つことは大切なことだと考えていますので、一部加筆します。</p>	<p>68ページ最終行に 「また、広報、啓発の際は、ユニバーサルデザインフォント、カラーユニバーサルデザインを意識して取り組みます。」及び、カラーユニバーサルデザインについての注釈「色覚の多様性に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。」を加筆します。</p>
5	こと		<p>自らの色覚問題に向き合う義務教育課程の子どもと接する教師等には、教室にも色覚で悩む子が居ることを知って接して欲しい。教育委員会では、若い教師にこの方面の研修はされているのでしょうか。長々と書きましたが、今回の提案が主旨に沿うものでなければ、「先生と市民のための人権教育・啓発パンフレット」においてご検討くだされば幸甚に存じます。</p>	<p>【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 学校園においては、小学校4年生時に希望者を対象に検査を実施しています。 また、学校園においては「学級には色覚に課題のある子どもがいる」ということを前提に保育、授業を進めています。黒板の板書の仕方、色の組み合わせや名称に関する事に特に留意しながら教室経営を行っています。色覚に課題のある子どもたちにも課題のない子どもたちにも見やすい、過ごしやすい環境づくりに努めています。 今後もすべての子どもたちが安心できる学校園をめざしてバリアフリー教育を進めていきます。</p>	<p>—</p>

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
6		51 15 ・ 16	「日本の朝鮮に対する植民地支配と同化政策」という表現は、そうした意味でふさわしくありません。この表現は、記述主体が朝鮮半島に国籍を有する人たちのものとなっています。もしも記述するとすれば、「植民地経営と近代化政策」と変更しなければなりません。その評価は立場によって異なってくるからです。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—
7	特定の部分に関する事	51 15 ・ 16	「多くの人々が強制連行や徴用といった形などで日本に住むことを余儀なくされてきたという事実があります。」という表現も不適切なものです。 「強制連行」という表現は、私たちの日本国政府が令和3年に不適切であるとする答弁書を閣議決定しています。今春からは、高校で使われる歴史教科書では、朝鮮半島からの勤労動員に関し「強制連行」「連行」といった不適切な用語を使った記述は修正されています。宝塚市教育委員会においてもこのことはご理解のはずで、「徴用」についても募集に応募して来日してきた人々がいるということです。したがって当然「住むことを余儀なくされてきたという事実」はなく、事務手続き手数料を支払い、特別永住の許可を得て在住していることとなっています。許可を得て在住している外国籍の人たちは、その条件を満たしているということです。すなわち、条件を満たさない場合、「退去強制の特例」措置が取られることとなります。(出入国管理に関する特例法) よって、以下の修正が必要と考えます。 ①「強制連行」は削除	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—
8		51 15 ・ 16	②「徴用」は「公募による労働者募集」、もしくは「労働者動員」と変更	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—
9		51 15 ・ 16	③「余儀なくされた事実」は「選択してきた事実」と変更	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今回の改定は、新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合、課題と具体的施策の方向性の追記、重点施策の設定を主な見直し点としているため原案のままとします。 ご意見については、宝塚市人権審議会の意見等も踏まえ、検討していきます。	—

No.	頁	行	市民等からの意見	市民等からの意見の採否及び理由	市民等からの意見を受けての見直し結果
10	51 27	特定の部分に関すること	「学校園においては、<ウリコチャンたからづか>を活用した授業や職員研修を充実させる」は削除。<ウリコチャンたからづか>は<パート3>発行以来20年近く改訂もされておらず、内容的にも偏りがあり、国際的視点に立った国際理解教育の教材としてはふさわしくありません。<パート3>は、専門学校等の各種学校の宣伝内容とも受け取られかねない内容となっており、市民の税を使ってまで教材化する必要はありません。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 <ウリコチャンたからづか>は、市が作成した市における在日韓国・朝鮮人の歴史などを掲載した啓発冊子です。前回改訂より時間が経っていることは、認識していますが、内容が経年変化するものとは考えていませんので、啓発冊子として活用していきます。	—
11	51 27	特定の部分に関すること	国際理解教育の領域は、近隣の市もふくめ、この20年の間に研究・実践が深められてきています。これらから学び、早急に遅れを取り戻さなければなりません。よって、削除部分に変えて、「国際的視点をもった市民育成のための教材開発・研究授業をすすめる」とともに、国際理解教育の職員研修を充実させる」と記述する。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 国際理解教育は、文部科学省の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」に基づき、学校においては、総合的な学習の時間のカリキュラムに位置づけ授業を実施しています。引き続き、授業及び教材開発のための研修会等を充実させていただきます。	—
12	39 1	特定の部分に関すること	3. 女性①男女共同参画社会の実現のための教育、学習、啓発に関して 女性差別撤廃条約選択議定書に関する学習会や討論会を実施して、その上で「選択議定書批准を求める意見書」を是非市議会で検討してください。	【ご意見ありがとうございます。今後の取組の参考とさせていただきます。】 今後とも、男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進を進めてまいります。	—

「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)」に対するパブリック・コメント手続以外での修正内容一覧表

*パブリック・コメント実施後に、以下のとおり修正しました。

No.	頁	行	該当箇所	修正前	修正後	意見区分	修正理由
1	19	9	第3章 あらゆる場における人権教育、啓発の推進 1. 保育所、幼稚園、学校 (2) 学校	「人間関係を調節する力」	「人間関係を調整する力」	① 職員 2 所管課 3 その他 ()	表現が誤っていたため。
2	34	3	第4章 個別の人権問題に対する取組 2. 障害(がい)のある人 【具体的施策の方向性】 (6) 防災の推進と災害時支援の充実	「関り」	「関わり」	① 職員 2 所管課 3 その他 ()	送り仮名が誤っていたため。
3	78		資料編 資料2 宝塚市人権審議会の審議経過と概要 内容	第2回人権審議会まで記載	第2回人権審議会の内容と第3回人権審議会、答申について追記	① 職員 2 所管課 3 その他 ()	パブリック・コメント以降の日程を追記
4	79		資料編 資料3 宝塚市人権教育及び人権啓発推進検討会等の協議経過と概要 内容	第5回検討会まで記載	都市経営会議(2回)と第6回検討会を追記	① 職員 2 所管課 3 その他 ()	パブリック・コメント以降の日程を追記
5	79		資料編 資料4 パブリック・コメントの実施状況 内容	「第3次人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)について、〇名から〇件の意見が寄せられた。」	「第3次人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)について、4名から12件の意見が寄せられました。」	① 職員 2 所管課 3 その他 ()	パブリック・コメントの結果を追記

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)

パブリック・コメント手続に基づく意見反映箇所抜粋版

太字の _____ 部分:意見を踏まえ修正した箇所

令和5年(2023年5月)

第5章 効果的な推進体制

人権教育、啓発の推進にあたっては、これまでの市の取組や今日の人権をめぐる状況などを踏まえ、様々な人権課題の解決に向けて、効果的に取り組んでいくため、体制の充実を図ります。

1. 全庁的な推進体制

教育、啓発の実施にあたっては、都市経営会議¹のもとに全庁的な体制で取り組み、各人権問題の施策を実施し、一体的に推進していくとともに、各領域間の相互調整を図り、総合的な視点に立った教育、啓発活動を実施します。

また、「第6次宝塚市総合計画²」で各分野の共通するめざすまちの姿である「共に創り、未来につながるまち」に位置付けられたことに基づき、市の実施するすべての施策に人権尊重の理念を取り入れた展開を図ります。そのため、市職員の研修を実施し、職員一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組み、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させます。

2. 行動計画の策定と進捗管理

本方針に基づき、毎年度、行動計画を策定し進捗状況の把握に努め、個別課題ごとに成果指標を設定し検証することで以降の計画に反映します。

また、市関係課長などで構成する人権教育及び人権啓発推進検討会で計画のフォローアップを行い、市人権審議会の意見を聴き、以降の計画に反映させるなど、一体的、総合的な推進を図ります。

3. 関係機関などとの連携、協力

人権教育、啓発を円滑に実施するため、市関係機関、県関係機関をはじめ、学校教育機関や社会教育施設、社会福祉施設、人権擁護機関、公益法人などとの連携を図ります。特に、企業などの事業所への啓発を進めるため、商工会議所や市人権・同和教育協議会³企業部、関係団体などと連携を図ります。

また、近隣市町との連携、協力体制を築き、広域的な取組を推進します。

4. 関係団体などとのネットワークの構築

市人権・同和教育協議会、伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会、県人権啓発協会などの人権関係団体などとのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同開催など、啓発、研修、相談な

¹ 市政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議し、決定するとともに、市政の総合的かつ効率的な推進及び適正な運営を図るために市長の事務執行に関する最高協議機関のことをいう。

² 6頁参照

³ 16頁参照

どの効果的な推進を図ります。

また、人権尊重の理念のより広範な普及をめざし、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員、青少年補導委員、PTA・育友会、人権文化活動推進協議会、ボランティア活動団体などとの連携を図ります。

5. 参画、協働の推進

協働のまちづくりの視点に立って、様々な機会を通じて人権問題や人権に関する施策について市民からの意見聴取とその意見の反映を図るとともに、市民がそれぞれ自発性や個別性に基づいて実施する人権尊重のための自発的活動を支援し協力します。

また、市民意識調査の結果を踏まえ、広く関係団体と連携しながら、人権上大きな社会問題となっている事例をタイミングよく取り上げるなど、市民が主体的、能動的に参加できる手法を取り入れます。

6. 相談窓口の充実

市においては様々な相談窓口を設置していますが、当事者がひとりで悩まず気軽に相談できるよう、更なる相談窓口の周知に努めます。

相談窓口においては、二次的被害のないよう十分に配慮するとともに、相談担当者の資質向上や相談内容に関する秘密保持を一層厳格にするなど、利用しやすい相談体制づくりに努めます。

また、人権課題ごとに相談窓口は設置されましたが、これらに跨る複合的な課題に関する相談については、適切に対応できるよう各相談窓口において人権擁護の視点を浸透させ、分野を横断した連携が必要です。関係機関、相談窓口との密接な連携協力を図り、問題の解決に努めます。さらに、相談事例等を通じて実態把握に努めます。

7. 広報、啓発活動の推進

人権教育、啓発の推進にあたっては、市民意識調査の結果を踏まえ、人権教育、啓発事業の認知度を高めるため、広く関係団体と連携しながら参加、利用が増えていくような工夫を凝らした啓発活動を行っていきます。引き続き広報たからづか、エフエム宝塚、ケーブルテレビ放送、インターネット、SNS⁴など、より効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるため積極的な活用を図り、新たな啓発手法を検討していきます。

また、広報、啓発の際は、ユニバーサルデザインフォント、カラーユニバーサルデザイン⁵を意識して取り組みます。

⁴ 17 頁参照

⁵ 色覚の多様性に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるように、利用者の視点に立ってデザインすること。

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針

改定版(案)

概要版

人権尊重宣言都市

宝塚市

第3次基本方針改定の趣旨

日本では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する様々な国内諸制度の整備や条約の批准など、これまで人権に関する諸施策が講じられてきました。

しかしながら、今なお、部落差別をはじめ様々な人権問題があり、近年ではインターネット上の人権侵害や性暴力やハラスメント被害、ヤングケアラー¹の問題、外国人などへのヘイトスピーチ²、新型コロナウイルス感染症による様々な偏見・差別、社会情勢が生み出す孤立・孤独の問題など、その内容は複雑化かつ多様化しています。

宝塚市（以下「市」という。）においても、このような人権問題の解決を図るため、平成30年（2018年）策定の「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」（以下「第3次基本方針」という。）に基づき、様々な取組を実施してきました。今後も市の「人権尊重都市宣言」の基本理念に基づき、引き続き人権課題の解決に向けて積極的に取り組み、人権意識の更なる高揚を図る必要があります。

今般、「第3次基本方針」策定以降5年が経過するにあたり、社会情勢の変化や法律などの施行や改正等を踏まえ、「第3次基本方針」を改定し、人権に関する施策を総合的、計画的に推進します。

【今回の主な見直し点】

- 新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合
- 課題と具体的施策の方向を追記
- 重点施策の設定

基本方針の位置付けと他計画との関係

本方針は、平成12年（2000年）施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務の規定に基づき、策定します。

令和3年（2021年）から10年間の市民と市のまちづくりの方向性を定めた「第6次宝塚市総合計画³」のめざすまちの姿の一つである「すべての人の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」の実現のための、人権施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となります。

他の関連計画などと整合を図り、人権に関する取組を総合的に推進する理念を明らかにし、他の関連計画の取組を人権の視点で横断的につなぐ役割を果たします。

¹ 大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子ども。

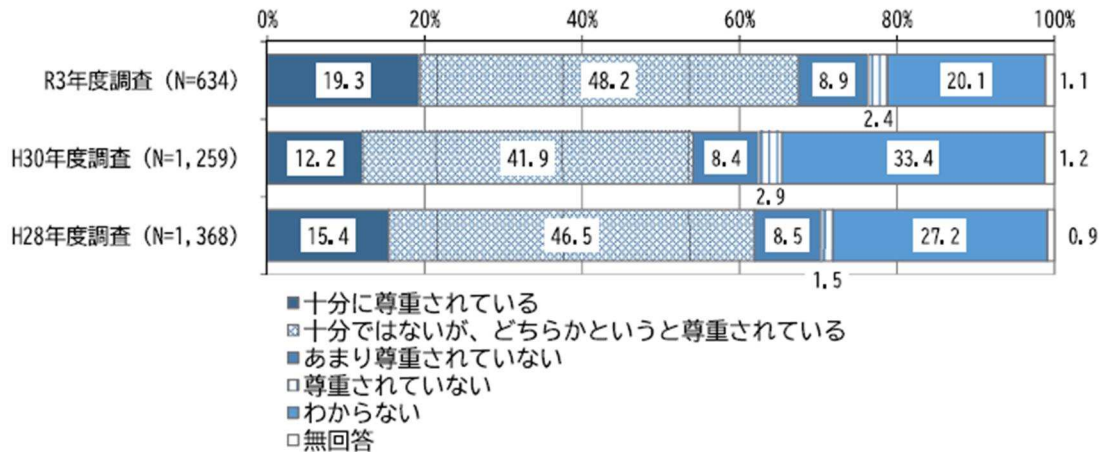
² 人種、民族、宗教、性別などのマイノリティ（少数者）を中傷し、憎しみや差別をあおる言動をいう。日本では2000年代からインターネット上に差別的な書込みが蔓延し、在日韓国・朝鮮人の人々を主なターゲットに、学校や居住地域に押しかけ、暴言を用いたデモや街宣活動を繰り返す団体が現れ、生活保護受給者、被差別部落出身者なども標的にするなど、攻撃活動が全国的に広がり社会問題になった。

³ 総合的かつ、計画的にまちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示している。また、本市が定める計画の最上位に位置し、具体的な取組等を示す各分野別計画は総合計画に即するものとしている。

第3次基本方針策定後の現状と進捗管理

(1) 市民意識の現状

【図1 日々の生活において、人権が尊重されていると思うか】



資料：市民アンケート調査報告書⁴

(2) 行動計画の進捗管理

第1次基本方針策定以降、毎年度「人権教育及び人権啓発行動計画」を策定し、それぞれの領域で法律や市の課題に合わせて事業を組み替え、新たな人権課題の解消に向けた取組を追加するなど充実を図ります。今後は、行動計画の課題に加え、より成果を可視化するために令和5年度(2023年度)から指標を設定し、行動していくこととします。

人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権は、「一人ひとりの人間がかけがえのない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って、はじめて成立するものです。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権について

⁴ 本市では、令和3年度(2021年度)から第6次宝塚市総合計画をスタートし、「わたしの舞台は たからづか」をスローガンに掲げ、「活動・活躍できる場をつくり、暮らしを支え、まちを未来につなげていく」という想いのもと、市民と行政で共にまちづくりをすすめている。

市民アンケート調査報告書は、令和3年(2021年)11月に実施したもので、第6次宝塚市総合計画に関連して、市民の意識や、活動状況、本市の取組に関する評価等の把握を行うことを目的に実施したものの。

も正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方もあります。

このような考え方にに基づき、市では「すべての人々の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」まちをめざします。

人権教育、啓発の基本的あり方

人権教育、啓発においては、人権について正しく理解し、人権を尊重するために必要な価値観や態度を育み、市民一人ひとりが日常生活の中で出会う様々な事象の中から、主体的に考え、学び、自らの課題として人権課題の解決に向けた行動に移していくことが重要です。

したがって、人権教育、啓発は学校、地域、家庭、職場、その他様々な場を通じて、多様な機会を設けて効果的な手法により、定期的、継続的に実施します。

- ①人権教育、啓発の推進
- ②関係機関との連携、協力
- ③関係団体などとのネットワークの構築
- ④市民協働
- ⑤時、場所に応じた効果的な方法
- ⑥相談窓口の充実
- ⑦広報、啓発活動の推進

あらゆる場における人権教育、啓発の推進

人権尊重社会を実現するため、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解し、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に表れる必要があります。そのために、幼児から高齢者まで幅広い層を対象として、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場において、市民と市が協働し、様々な手法を取り入れ、人権教育、啓発を進めます。

- ①保育所、幼稚園、学校
- ②家庭、地域、職場

個別の人権問題に対する取組

1. 部落差別

部落差別を解消するには、市民一人ひとりが、部落差別について自分の問題として、一層の理解を深め、因習や偏見、世間体に縛られず、日常生活を人権の視点から見つめ直すことが必要です。

部落差別を見聞きした際、適切に対応できる力を市民一人ひとりが獲得していくこと、そのような課題を相談できる人権相談窓口の周知も必要です。学校教育を終えてからも職場や地域において人権教育、啓発の場を提供し、部落差別を他人事ではなく自分の問題として捉え、より具体的な行動に結びつけられる学習を

展開していきます。

市は、引き続き「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、部落差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

重点施策では、市民と行政の協働で教育、啓発、市職員に対する部落差別解消に向けた研修、交流学习会を継続して実施します。また、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別動画や書き込みに対して、引き続きモニタリングを実施し、差別事象の早期発見、拡散防止に努め、削除要請を行います。

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ①人権啓発活動の充実(重点施策) | ⑤「えせ同和行為」の排除 |
| ②保育所、幼稚園、学校における取組の充実 | ⑥本人通知制度 ⁵ の推進 |
| ③人権文化センターの取組 | ⑦モニタリング制度 ⁶ の推進(重点施策) |
| ④人権相談の充実 | ⑧部落差別解消推進法の周知 |

施策

2. 障害のある人

障害のある人が合理的な配慮を受け、安心して暮らせるとともに、市民すべてが障害のある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の実現をめざします。

市は、引き続き「障害者差別解消法」の理念を踏まえ、障害のある人への差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

重点施策では、障害の特性に応じた合理的配慮⁷を理解し、実践するまちづくりの取り組みや「宝塚市手話言語条例」の普及と認知度の向上に取り組みます。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①権利擁護 ⁸ の推進 | ⑤保健、医療の充実 |
| ②自立生活の支援と社会参加の促進(重点施策) | ⑥防災の推進と災害時支援の充実 |
| ③教育の推進 | ⑦社会的孤立にある人への支援 |
| ④就労の促進 | ⑧相談支援体制の強化 |

施策

3. 女性

今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識などが根強く社会に残っていることがあり、女性が不利益を受ける原因にもなっています。誰もがお互いの立場を尊重して、協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⁵ 本人などの代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。

⁶ 人権にかかわる分野において、インターネット掲示板などに書き込まれている書き込みに対し、悪質な差別書き込みが書かれていないか確認し、重大な人権侵害にあたる書き込みや差別を助長するような書き込みについて、プロバイダなどに対し削除要請する制度をいう。

⁷ 障害(がい)のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障害(がい)のある人に対して個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

⁸ 自分の権利や意思をうまく表現できない、不利益に気づかない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情、不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。

市は、第2次宝塚市男女共同参画プランにおいて、「社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち」「すべての人が性別に捉われず、自分らしく生き生きと暮らせるまち」「各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち」「性の多様性が尊重されるまち」を基本理念とし、男女共同参画社会をめざして施策を推進します。

重点施策では、女性も男性も多様な生き方が選択できるよう、働き方の見直しのための取組や、子育て、介護の支援などの充実により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁹）が実現する社会をめざします。

- ①男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進
- ②女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重
- ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（重点施策）
- ④男女共同参画社会実現のための総合的推進

施策

4. 高齢者

高齢者に対しての介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者がいきいきと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

市は、「宝塚市地域福祉計画（第3期）」においての「すべての人が互いに認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」、「宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画）」においての「健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」を基本理念とし、施策を推進します。

重点施策では、認知症の人とその家族を支える資源の充実、認知症サポーターの活動の場の拡大、地域の支援機関や地域住民との協働による地域づくりなど、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族への支援の充実を図り、また若年性認知症の人への施策を推進します。

- ①高齢者の権利擁護と虐待防止
- ②認知症施策の推進（重点施策）
- ③社会参加といきがいづくりの促進
- ④福祉のまちづくりの推進
- ⑤エイジフレンドリーシティ¹⁰の推進
- ⑥保育所、幼稚園、学校における人権教育の充実

施策

⁹ 誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいう。職場における育児休業、介護休業などの取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワーク・ライフ・バランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるもの。

¹⁰ 世界的な高齢化と都市化に対応するため、平成19年（2007年）、世界保健機関（WHO）が提唱した考え方であり、ソフト・ハード両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもの。

5. 子ども

子どもは基本的人権を有する権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもをあらゆる差別や虐待、搾取から守る体制を築く必要があります。また、子ども一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しく理解するとともに、自分が権利の主体であるということを認識し、様々な体験活動や交流を通して、人権を尊重し、自分の大切さ、他の人の大切さを認めることが重要です。

個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

市は、「たからっ子「育み」プラン(後期計画)」における「子どもを育てることが未来を育て「育む」ことが楽しくなるまちへ」を基本理念、「第2次宝塚市教育振興基本計画」における「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」を基本目標とし、施策を推進します。

重点施策では、児童虐待防止において、関係機関によるネットワークを通じて、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケア、に至るまで、切れ目のない総合支援に努め、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知を行います。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①児童虐待防止(重点施策) | ⑦人権教育の充実と推進 |
| ②いじめ防止 | ⑧子どもの社会参加の促進 |
| ③体罰根絶のための方策 | ⑨家庭や地域の子育て力・教育力の向上 |
| ④非行防止、健全育成活動の充実 | ⑩子どもの貧困対策 |
| ⑤不登校児童生徒への支援 | ⑪子どもの人権擁護の推進 |
| ⑥特別支援教育の充実 | |

施策

6. 外国人

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要です。外国人は、地域のコミュニティの一員であり、支援の担い手であるので、外国人に対する理解を深め、偏見や差別解消に向けた取組を推進します。

市は、多文化共生¹¹や相互理解を進めるため、「国内外の人々との文化交流が広がるとともに、異文化を認め合い、共に生きる多文化共生社会の形成が進んでいる」をめざすまちの姿として、取り組んでいきます。

重点施策では、市民一人ひとりがヘイトスピーチについて課題を共有し、憎しみや差別をあおる言動に対して、差別は許されないという基本的な姿勢を堅持することができるよう教育、啓発を推進します。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ①外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現 | |
| ②出会いと交流の場づくり | ⑤社会参加の促進 |
| ③多文化共生教育の推進 | ⑥相談体制の充実 |
| ④多様な学習機会の提供 | ⑦ヘイトスピーチに対する取組(重点施策) |

施策

¹¹ 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

7. インターネットによる人権問題

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが重要です。

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて、理解するための教育や啓発の充実を図る必要があります。加えて、利用者の心に潜む偏見や差別意識の払拭と偏見や差別意識を生じさせない啓発と教育も必要です。また、人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口についても周知が必要です。

重点施策では、すべての子どもが、インターネット使用に関して、目的を持って、自ら選択し、判断する力を身に付けるためのメディアリテラシー¹²教育を進め、指導に当たる教職員にも子どもを巻き込んだ悪質なネット犯罪等に関する研修を開催し、啓発に努めます。

施策

- ①情報モラル、情報活用能力の育成
- ②学校での取組(重点施策)
- ③トラブル対処の方法や相談窓口の周知
- ④モニタリング制度の推進

8. 性的マイノリティ

性的指向は、様々であることを認識し、理解を深めることにより、性自認や性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、すべての人がお互いの権利を尊重し、支え合うことが必要です。

市は、「第6次宝塚市総合計画」のめざすまちの姿として、「すべての人の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」を掲げ、学校や家庭、地域、関係機関が連携をして、性的マイノリティの教育、啓発に取り組んでいきます。

重点施策では、市民一人ひとり、事業者、医療・福祉関係者、市職員など、対象を絞り込み、きめ細かな網羅的な啓発に取り組み、性的マイノリティについての理解者の意思表示として、レインボーステッカーやレインボーバッジを市内事業者等で活用して、理解や関心が深まるように進めていきます。

施策

- ①市民の理解促進と自分らしい生活の実現(重点施策)
- ②保育所、幼稚園、学校における取組
- ③相談窓口の充実
- ④パートナーシップ制度の推進

¹² メディア情報を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈、選択し、使いこなす能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力のこと。

9. 様々な人権問題

- (1) 犯罪被害者等
- (2) 感染症患者等
 - 【HIV¹³陽性者等】
 - 【ハンセン病患者、元患者等】
 - 【新型コロナウイルス感染症】
 - 【難病患者等】
- (3) 刑を終えて出所した人
- (4) アイヌの人々
- (5) 朝鮮民主主義人民共和国によって拉致された被害者等の人権
- (6) 災害と人権
- (7) 自死に関する人権問題
- (8) その他

上記以外の人権問題、今後さらに生じる人権問題についても、その解決のための教育、啓発活動に取り組みます。

効果的な推進体制

人権教育、啓発の推進にあたっては、これまでの市の取組や今日の人権をめぐる状況などを踏まえ、様々な人権課題の解決に向けて、効果的に取り組んでいくため、体制の充実を図ります。

- ①全庁的な推進体制
- ②行動計画の策定と進捗管理
- ③関係機関などとの連携、協力
- ④関係団体などとのネットワークの構築
- ⑤参画、協働の推進
- ⑥相談窓口の充実
- ⑦広報、啓発活動の推進
- ⑧人権文化センター事業の推進
- ⑨SDGsとの一体的推進
- ⑩基本方針の見直し

¹³ ヒト免疫不全ウイルス (human immunodeficiency virus)、通称エイズウイルスのことをいう。HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ (AIDS) と呼んでいる。

.....第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針改定版(案)概要版.....

令和5年(2023年)5月

宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電 話:0797-71-1141(代表)

0797-77-9100(直通)

FAX: 0797-77-2171

